

速報第2776号 H29. 3. 22発行 総務課報	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	29年・1定 予算特別委員会 3月17日	質 問 者	菊地 葉子 委員 日本共産党 (小樽市)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
<p>一 教職員の勤務実態等について (一) 働き方改革等について 1 教員の精神疾患と休職について 過労死ラインを超える時間外勤務が働き方改革での大きな課題となっています。参加34カ国地域の中で日本の先生の勤務時間が最長という国際調査もあり、働き方改革をするなら学校も例外扱いしてはならないと強く感じているところです。 文科省は昨年末、病気休職している教員の6割、5千人が精神疾患と発表しました。ついては、道内教職員の病気休職者にかかる脳・心臓疾患及び精神疾患の状況について伺います。</p> <p>2 時間外労働の実態について ご答弁いただきました脳・心臓疾患と精神疾患のですね、これらが教職員の長時間労働とどのような関係になっているのか、この関係についてどのように道教委は認識しているのか。また、教職員の残業時間をどのように把握しているのかについて、おたずねします。</p> <p>3 これまでの取り組みについて 大変深刻な長時間労働の実態があると思うのですが、長時間労働をなくすために、道教委はこれまでどのように取り組んできたのか。また、その取組をどのように評価しているのか、お伺いいたします。</p> <p>4 国の「ガイドライン」について 厚生労働省が1月、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を発出しました。それを受けて文科省が通知したと承知していますが、道教委はどのように対応するのかお伺いいたします。</p> <p>5 管理職の勤務時間の把握について 「平成28年度時間外勤務等の縮減に向けた重点取組」のまとめによると「所属教職員が勤務時間外に行っている業務の従事時間の把握」の方法について、最後まで残って目視により現認が75.8%になっています。校長、教頭の4人に3人が最後まで学校に残っているということだと思んですが、管理職の勤務時間の管理、健康管理について、道教委はどのように把握し、どう対処するのかお伺いいたします。</p>	<p>(福利課長) 病気休職者の状況についてであります。札幌市を除く道内公立学校の教育職員の病気休職者は、平成25年度は324人、26年度は327人、27年度は309人となっております。このうち脳疾患による病気休職者数は、平成25年度は9人、26年度は8人、27年度は5人で、心臓疾患によるものは、平成25年度は5人、26年度は2人、27年度は0人、精神疾患によるものは、平成25年度は216人、26年度は217人、27年度は201人となっております。</p>	福利課		
	<p>(福利課長) 長時間労働と脳・心臓疾患との関係などについてであります。厚生労働省においては、長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いことや、メンタルヘルス不調がより悪化する場合もあるとされており、道教委としても同様に認識しているところでございます。 また、教職員の勤務時間の把握につきましては、道教委として、「時間外勤務等の縮減に向けた重点取組」の一つに「管理職員による業務管理の充実」を位置づけ管理職による所属職員の業務の従事時間を把握するなどの取組を進めているところでございます。</p>	福利課 教職員課		
	<p>(服務担当課長) 時間外勤務の縮減の取組についてでございますが、道教委では、平成21年度に「教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組方策」を策定し、学校等の事務処理体制の改善、部活動指導の実施体制の検討など、6つの基本方向に基づきまして、「時間外勤務等縮減推進会議」における議論等を踏まえて、部活動休止日の設定、勤務時間の割振等に関する制度の見直しや業務管理に対する管理職の意識改革などに取り組んできたところでございますが、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化しており、教職員の多忙化が解消されていない状況にあると認識しております。</p>	教職員課		
	<p>(服務担当課長) 国の「ガイドライン」についてでございますが、本年1月に厚生労働省から示された、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」は、使用者に労働時間を管理する責務があることを明らかにするとともに、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置等を明示したものでございます。 道教委といたしましては、当該ガイドラインを踏まえまして、平成28年4月に道教委が通知した、「教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた管理職員による取組について」や「平成28年度時間外勤務等の縮減に向けた重点取組」に基づき適切に対応するよう、各道立学校長及び各市町村教育委員会に周知したところでありまして、今後は、当該ガイドラインで示された労働時間の適正な把握方法等について、「時間外勤務等縮減推進会議」で議論するなどしながら、検討してまいりたいと考えております。</p>	教職員課		
	<p>(福利課長) 管理職員の勤務時間の管理などについてであります。道教委といたしましては、これまで各学校において業務管理体制の改善に取り組んできており、今後、管理職も含め職員の業務の従事時間や内容などの把握に一層努めていくこととしております。 また、教職員の健康管理につきましては、道立学校においては、健康診断の結果に応じた個別の保健指導や健康相談を行うほか、平成28年に策定しました「道立学校職員等のメンタルヘルス計画」に基づき、ストレスチェック制度を実施するなどして、疾病の予防、早期発見、早期対応の取組を進めているところでございます。</p>	福利課 教職員課		

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>6 労働時間の確認・記録・保存について</p> <p>同じこの重点取組に係る取組状況調査では、勤務時間外の業務従事時間を「把握している」、また「おおよそ把握している」を合わせると97%になっているのですが、その記録となるとわずか19%に過ぎないのです。この記録の状況が低いということについて、道教委の認識を伺います。</p> <p>また、国のガイドラインでは始業・終業時刻の確認方法はタイムカードやICカードなどの「客観的な記録」を原則としており、重点取組に係る取組状況調査では「学校にもタイムカードが必要ではないか」、こういった意見もあります。道教委としてタイムカードなど、「客観的な記録」の方法を原則とした上で、持ち帰り残業時間等を含め、校長ら管理職員が始業・終業時刻の記録を残すことなど、適切な勤務時間の把握方法について定めるべきではないかと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>(指摘)</p> <p>現状をしっかりと把握することが、何よりも大事だと考えておりますので、是非そのことについては、引き続き取組を強化していただきたいと思えます。</p>	<p>さらに、市町村教育委員会に対し健康診断に基づく保健指導や健康相談に加え、メンタルヘルス対策の充実や衛生委員会の活性化などの学校における労働安全衛生管理体制の整備を進めるよう働きかけているところでありまして、今後とも、教職員の心身の健康保持・増進に積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。</p> <p>(総務政策局長)</p> <p>労働時間などの把握についてでございますが、道教委が、昨年10月に実施しました「時間外勤務等の縮減に向けた重点取組」に係るフォローアップ調査によりますと、管理職員が教職員の時間外勤務等の状況を記録している学校は、小学校、中学校及び特別支援学校では2割以下、高等学校では3割程度となっております。道教委としては、管理職員が職員の健康への配慮や業務の平準化、効率化など、業務処理体制の改善を進める上で、教職員の勤務時間の把握・記録は大切でありますことから、記録を徹底していく必要があると考えております。</p> <p>この度の国のガイドラインでは、使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として使用者が自ら現認することにより確認し、適正に記録すること、また、タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること、のいずれかの方法によることとしておりまして、今後、他府県の状況等を把握し参考としながら、「時間外勤務等縮減推進会議」におきまして議論するなどして、勤務時間の把握・記録の方法などについて検討してまいりたいと考えております。</p>	<p>教職員課</p>
<p>(二) 高校寄宿舎の宿直業務について</p> <p>1 寄宿舎と宿直の実態について</p> <p>道立高校の寄宿舎の宿直に関して、まず、現状についてですが、道内いくつの高校にいくつの寄宿舎があるのか、そこでの宿直業務について、昨年、道教委が、「寄宿舎に関するアンケート」を実施しています。宿直業務の実態について、多い人は、1か月の間に、何回宿直しているのか、拘束時間は何時間程度になるのか、実際の睡眠時間は何時間程度か、明らかにしていただきたいと思えます。</p>	<p>(高校教育課長)</p> <p>道立高校の寄宿舎の状況等についてでございますが、道教委では、通学困難な遠隔地の生徒のための「遠隔者寮」を15校に17舎、農業の担い手を目指す生徒のための「育成寮」を4校に4舎設置しております。</p> <p>道教委におきましては、宿直業務の実態等をより詳しく把握するため、昨年5月に、「遠隔者寮」で、宿直業務に携わることが可能な教員に対しまして、アンケート調査を実施し、233人から回答がありました。</p> <p>調査の結果では、1か月の宿直回数の最多は4回であり、その教員数はのべ10人となっております。また、睡眠時間を含めました、寄宿舎業務に従事する1回当たりの平均時間として最も多い回答は、15時間から16時間であり、その数は155人、宿直1回当たりの平均睡眠時間につきましては、5時間から6時間との回答が最も多く、その数は、114人となっております。</p>	<p>高校教育課</p>
<p>2 「断続的勤務」の根拠について</p> <p>労働基準法の第41条第3項では「監視又は断続的労働に従事する者」は「労働時間、休憩及び休日に関する規定」を適用しないとしております。北海道の高校の寄宿舎の宿直は、この断続的勤務という扱いを受けているのか、その根拠は何か、お示ください。</p>	<p>(高校教育課長)</p> <p>「断続的な勤務」の考え方についてでございますが、これまで、道教委では、宿直業務を「断続的な勤務」として位置付け、寄宿舎を設置する学校におきまして、教員等が宿直業務を行ってきております。この扱いにつきましては、正規の勤務時間以外の時間における勤務について定めました「北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」第9条と、寄宿舎における児童、生徒又は幼児の生活指導等のための当直勤務を、「断続的な勤務」として定めました「北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の第5条とを根拠としていただいております。</p>	<p>高校教育課</p>
<p>2-再 「断続的勤務」の根拠について</p> <p>今、寄宿舎における児童、生徒又は幼児の生活指導等のための当直勤務というふうにご回答いただきました。寄宿舎によってはですね、給食指導、清掃指導、学習指導、進路指導を行うこともあるそうです。このような業務が増えれば、断続的業務と言う</p>	<p>(高校教育課長)</p> <p>アンケート調査についてでございますが、道教委では、これまでも、寄宿舎における宿直業務の実態を把握するため、「寄宿舎に関する調査」を実施してきておりますが、今年度からは、より詳細に実態を把握できるように、調査項目を増やして実施したところでござ</p>	<p>高校教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>ことが適切かどうか、再検討が必要ではないでしょうか。昨年のアンケート調査では、宿直業務の詳細については、わからないこともあり、さらに、業務について立ち入った調査が必要と考えますが、いかがか、伺います。</p>	<p>います。 今後におきましても、学校の意見などを伺うとともに、アンケートの調査の内容や方法等についても改善を図りながら、寄宿舎における宿直業務等の、実態把握に努めてまいりたいと考えております。</p>	
<p>3 宿直明けについて 宿直時には、睡眠時間も十分とは言えませんから、翌日には、休養を保障すべきだというふうに考えます。宿直明けについて伺います。宿直した教員が、そのまま通常業務に入ることがあるのか、授業担任の軽減や年休の取得が可能なのか、伺います。</p>	<p>(高校教育課長) 宿直明けの教員の状況についてでございますが、先ほど説明いたしましたアンケート調査の結果では、宿直明けに通常の勤務を行っているという回答した教員は、全回答者233人のうち、197人となっているところでございます。また、宿直明けの配慮といたしましては、全回答者233人のうち、授業の割り振りや校務を他の教員により代替するなどの取組が行われていると回答した教員は73人で、年休の取得につきましては、本人の申し出によることとなっておりますが、43人が取得可能と回答しております。</p>	高校教育課
<p>4 宿直明けの業務軽減策について 宿直明けで、85%の人が引き続き業務に入っています。また、宿直明けの配慮を受けている人は、わずかに3割です。年休取得ができないと答えた人が190人、82%にあたります。こういう状況の中で、通常、日中の出勤がですね、午前8時から午後5時まで行われ、そのあとすぐ午後5時から寄宿舎での宿直業務には入ります。教員を過労に追い込む勤務だと言わざるをえません。他の都府県では、どのような負担軽減策をとっているかと把握しているのか伺います。</p>	<p>(高校教育課長) 他の都府県の業務軽減策についてでございますが、道教委では、平成27年に都府県教育委員会に対しまして、寄宿舎における宿直に関する調査を行ったところ、33の都府県から回答がありまして、そのうち、寄宿舎を設置している22の都府県全てにおいて、宿直業務に対して手当を支給しており、また、教員の負担軽減策を行っているところは、6都府県でございました。負担軽減策の内容としましては、「変形労働時間制により勤務時間の割り振りを行い、宿直後の勤務を軽減している」「実習助手、常勤講師、事務職員等、教員以外の者を宿直業務に充てている」「宿直者には、午前中の授業を充てない等個別の配慮を行っている」などの回答を得ているところでございます。</p>	高校教育課
<p>5 非常勤職員による宿直について アンケートではですね、6割の方が「教員が宿直を行うことが必要」というふうに答えています。一方、「本来業務ではない」という声もあります。他の都府県では、調査されたということ伺いましたが、20%で、非常勤職員による宿直を導入しています。親御さんからみると、離れて暮らす高校生の寄宿舎で、教員が宿直しているという、こうした安心感はあるかと思えます。一方でですね、教職員の負担軽減も待たなしの状況です。本道でも、一部非常勤職員が宿直しているところもありますが、どのようなやり方をしているのか、そこでの問題点があるとしたら、お示しください。</p>	<p>(高校教育課長) 非常勤職員により宿直についてでございますが、昭和55年3月に、道教委が定めました「高等学校寄宿舎の舎監、宿直者及び日直者の配置方針」では、宿直者等は教員をもって充てることとしておりますが、教員の負担軽減を図るため、教員の宿直勤務が週1回を越える等の状況がある学校に宿直業務を行う非常勤職員を配置してきておりまして、現在、3校に配置しているところでございます。 配置した学校からは、これまで課題等は寄せられておらず、道教委といたしましては、円滑に業務が行われているものと理解しているところでございます。</p>	高校教育課
<p>6 宿直業務の軽減策について 宿直業務については、他の都府県でも、様々な工夫がされていることがわかりました。宿直及び翌日の勤務について、軽減策が必要だと認識していますが、今後、どう対応するのか、伺います。また、宿直そのもののやり方についても、今後、どうされるおつもりか、伺います。</p> <p>(要望) アンケート調査の内容や方法についても改善を図ることですから、より詳細な実態把握に努めて、一つでもできることを実施して、教職員のですね、労働の軽減に努めていただきたいということを申し述べておきます。</p> <p>二 道立高校における障がいのある生徒への配慮について 今日、3月17日は高校の合格発表の日です。義務教育を終えた15の春に、だれもが次の希望に向かってスタートを切ってほしいと心から願うものですが、そうした中、障がいがあることで学習の機会がそがれる、そうしたことはあってはならないことであり、必要な配慮で学ぶ機会が保証されるべきと</p>	<p>(学校教育監) 宿直業務の軽減についてでございますが、道教委といたしましては、寄宿舎において宿直業務等に当たる教員の負担軽減を図ることは必要なことと考えております。 今後においては、「寄宿舎に関する調査」を継続的に行い、教員等の宿直業務の実態や課題等につきましてもより詳細に把握するほか、勤務の割り振りや年休取得などが促進されるよう学校に指導いたしますとともに、学校の宿直の状況等を勘案しながら、非常勤職員を効果的に配置するなどいたしまして、教員の宿直業務等に係る負担の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。</p>	高校教育課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>いう思いで、お伺いします。</p> <p>(一) 施設設備の配慮について</p> <p>1 受入体制の整備について 障がいのある生徒が道立学校に通学を希望する場合、障がいの程度や車いすの使用などによって、障がいにあわせた設備の整備など、施設面において特別な配慮を要する場合がありますが、今現在、どのように対応しているのかお伺いします。</p> <p>2 具体的な施設設備などの対応について 生徒や保護者の希望によっては、様々な配慮が必要となってくると思われれます。具体的にどのような整備を行っているのかについてお伺いします。</p>	<p>(施設課長) 特別な配慮を必要とする生徒の入学における施設面での対応についてでございますが、道教委では、当該高校において実施する生徒と保護者との面談を通して、学校生活を送る上で支障がないよう、希望する配慮を確認しますとともに、在籍している中学校での状況も踏まえた整備内容を取りまとめ、必要となる施設整備などを行っているところでございます。</p> <p>(施設課長) 施設設備などの具体的な整備内容についてでございますが、道教委ではこれまで、例えば、車いすを使用する場合は、生徒や保護者の希望により、エレベーターが設置されていない学校に階段昇降機や階段昇降車を整備してきたほか、トイレを円滑に利用できるよう、必要な内部改修などを行ってきたところでございます。</p> <p>また、この他に、化学物質過敏症の生徒に対しては換気装置の設置や、紫外線に過敏に反応する生徒に対しては窓ガラスに紫外線を遮断するフィルムを貼るなど、生徒が学校生活を送る上で、支障のないよう対応してきているところでございます。</p>	<p>施設課</p> <p>施設課</p>
<p>(二) 特別支援教育支援員について</p> <p>1 特別支援教育支援員の配置状況について 道教委では、高等学校における、教育上特別な支援を必要とする生徒への支援を目的として、特別支援教育支援員を配置していると承知していますが、平成28年度の支援員の配置状況と内容についてお伺いいたします。</p>	<p>(高校教育課長) 特別支援教育支援員の配置状況などについてでございますが、道教委では、平成25年度から、「高等学校における特別支援教育支援員配置事業」を実施しており、毎年、2月に卒業生を除く在校生を対象に、また、6月に新入生を対象に、教育上特別な支援を必要とする生徒の状況等を把握し、支援を必要とする生徒教や具体的な支援の内容、校内体制などを考慮しながら、支援員を配置してきているところでございます。</p> <p>今年度におきましては、全日制10校、定時制2校に各1名の計12名の支援員を配置しておりまして、配置校では、支援員が面談などにより、教育上特別な支援を必要とする生徒の状況の把握に努め、支援員と教員とで協力して個別の指導計画を作成し生徒の実態に応じた指導や支援等を行っております。</p>	<p>高校教育課</p>
<p>1 一 再 特別支援教育支援員の配置状況について 新入生を対象に6月に把握するという話ですが、4月の入学当初から支援員を希望する生徒もいると考えられますが、そのような生徒にはどのように対応しているのか伺います。</p>	<p>(高校教育課長) 新入生への対応についてでございますが、高等学校入学者選抜実施要項におきまして、「特別な配慮を必要とする障がいのある生徒」が出願しようとする場合には、当該生徒が在籍する中学校長が、学力検査や面接及び入学後の学校生活において希望する特別な配慮の内容等につきまして、出願先の高校に申し出ることとしております。</p> <p>これまで申し出を受けた高校は、高校教育課長と協議してきておりまして、実施の可否等について、生徒、保護者、中学校や高校のほか、必要に応じて関係者が加わるなどして検討しまして、入学時から行える配慮等につきましては、実施してきているところでございます。</p>	<p>高校教育課</p>
<p>2 支援員配置校における取組の成果などについて 2013年度から特別支援教育の支援員配置事業を行っていますが、この事業によって、具体的にどのような成果と課題があったのかについてお伺いいたします。</p>	<p>(高校教育課長) 支援員配置校におけます成果などについてでございますが、これまで支援員を配置した学校からは、本事業の成果として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の実態等に応じてきめ細かな支援を行うことにより、学習等に対する生徒の意欲が高まった ・ 放課後等に、個別の学習指導を行うことにより、学習内容が理解できるようになった ・ 支援員と連携した校内研修により、教員の意識に高まりが見られた <p>などの成果が報告されております。</p> <p>また、一方で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校の実態に応じた支援員の確保が難しいこと ・ 特別支援教育について一層の理解を深める必要があること <p>などが課題となっているものと考えております。</p>	<p>高校教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>3 今後の取組について</p> <p>支援員配置校においては、生徒の学習面や生活面が改善されたと聞いています。同時に、支援を必要とする生徒さんだけではなく、そういう生徒さんがいるということで、周りの生徒さん達の支援を必要とする心配りとかが、非常に高まっていくということも現場の先生方がおっしゃっているということも聞いております。そのような意味では、こうした支援が必要な学校というのは、他にもあると思いませんし、今後増えていくと思います。道教委では、配置校の増加なども含めて、本事業の充実について、どのようにこれから取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。</p> <p>(意見)</p> <p>私の地元の高校でも、新年度、支援員の配置を必要とする生徒さんが入学を希望している。今日は合格発表ということで、入学がかなうのかどうかとても心配しているところですが、もし、入学がかなったら、小学校、中学校の時に比べると、さらに在籍する時間が高校では長くなると、支援員さんの配置はどうなるのだろうかという不安をずっと持っていたのです。学習意欲の非常に高い生徒さんで将来像もはっきりしている。</p> <p>こうした生徒さんの学びたい意欲にしっかり寄り添った特別支援教育の充実に力を注いでいただきたいと思うのです。</p> <p>各学校の実態に応じた支援員の確保という御答弁もいただきました。</p> <p>引き続き、特別支援教育の充実に力を注いでいただきますよう、申し上げます、私の質問といたします。</p>	<p>(教育長)</p> <p>今後の取組についてでございますが、道教委といたしましては、高等学校における特別支援教育の充実を図るためには、各学校の実態に応じた支援員の確保はもとより、特別支援教育に関する教員の理解を一層深める必要があると考えているところでございます。</p> <p>道教委といたしましては、関係機関等との連携の下で、今後も教員や介護福祉士の資格あるいは同程度の知識又は技術を有する支援員の確保に努めるとともに、特別な支援を必要とする生徒の在籍状況等を踏まえた特別支援教育支援員の配置に努めるほか、障がいの特性などについて、教員の理解を深めるため、高等学校に対し、教育局に配置している特別支援教育スーパーバイザーや、特別支援学校の教員を派遣する「特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業」の活用を一層促してまいりたいと考えております。</p>	<p>高校教育課</p>